

加古川市地域生活支援事業に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるものとする。

(事業)

第3条 法第77条第1項各号に掲げる次の各号の事業を実施する。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業

2 市長は、法第77条第3項に規定され、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 福祉ホーム事業
- (2) 訪問入浴サービス事業
- (3) 日中一時支援事業
- (4) その他日常生活支援事業

3 市長は、事業の実施にあたり適切なサービス提供が確保できると認められる社会福祉法人、非営利法人等（以下「法人等」という。）であって第1項第9号に定める移動支援事業及び同項第10号に定める地域活動支援センター事業並びに第2項第1号に定める福祉ホーム事業、同項第2号に定める訪問入浴サービス事業及び同項第3号に定める日中一時支援事業を行おうとする者を加古川市地域生活支援事業者として指定し、又は法人等に委託することができる。

4 前項の規定にかかわらず、第1条の目的に沿うものとして市長が認めたときは、法人等が行う事業に補助することができる。

(地域生活支援事業給付費の支給)

第3条の2 地域生活支援事業給付費の支給は、前条第1項第9号に定める移動支援事業

又は第2項第2号に定める訪問入浴サービス事業若しくは同項第3号に定める日中一時支援事業のサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）に関して、第8条の規定により支給する給付とする。

（地域生活支援サービスの対象者）

第3条の3 地域生活支援サービスを利用することができる者は、加古川市移動支援事業実施要綱第2条、加古川市日中一時支援事業実施要綱第3条又は加古川市訪問入浴サービス事業実施要綱第3条で定める障害者等とする。

（指定事業者の登録）

第4条 第3条第3項の規定に基づき加古川市地域生活支援事業者の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は地域生活支援事業所指定登録（更新）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 指定申請者の定款
- (2) 従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (3) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書等（以下「申請書等」という。）の提出があったときは、申請書等について要件の審査を行い、補正が必要と認められる場合は、指定申請者に適宜補正を求め、適当と認めるときは登録を行い、地域生活支援事業所指定登録（更新）通知書（様式第2号）により、指定申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する審査に要する期間は、原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1月以内とする。ただし、指定申請者の補正に要する期間は除くものとする。

4 市長は、第2項に規定する審査の結果、要件を充足せず、かつ指定申請者が補正に応じない場合は、不受理として指定申請者に申請書等を返戻する。また、当該申請を受理した後に、その内容に重大な瑕疵が見つかった場合は、受理を取り消す。

5 第2項の規定により指定登録を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、申請書等の記載内容を変更しようとするときは、地域生活支援事業所変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

6 指定事業者は、事業の運営を廃止、休止又は休止状態から再開しようとするときは、地域生活支援事業所事業廃止（休止・再開）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（指定事業者の責務）

第5条 指定事業者は、支援の開始に際して、あらかじめ利用者等に対し、利用者の支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、この利用の開始について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

（申請）

第6条 地域生活支援事業給付費の支給を行う旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けようとする者（これらの者が障害児である場合は当該障害児の保護者とする。以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業支給申請書兼月額負担上限額認定申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第8条第3項第2号に掲げる月額負担上限額の算定のために必要な事項に関する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明

すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 3 地域生活支援サービス以外の第3条に規定する事業に係る申請手続きは市長が別に定めるものとする。

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、申請者又は当該申請に係る障害児の心身の状況、経済状況、家庭環境、法に基づく介護給付費等の受給状況又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所支援の利用状況等を調査の上、支給の可否について決定し、支給決定をした場合は地域生活支援事業支給決定通知書兼月額負担上限額決定通知書(以下「決定通知書」という。)を、却下することを決定した場合は却下決定通知書を申請者にそれぞれ交付する。

- 2 市長は、支給決定した場合は、申請者に対し決定通知書により通知するとともに、地域生活支援事業受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する。

- 3 第1項の支給決定は、決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間(以下「支給期間」という。)内に限り、その効力を有する。

(費用の負担)

第8条 市長は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)が、支給決定の有効期間内において、指定事業者から当該指定に係る地域生活支援サービスを受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該地域生活支援サービスに要した費用について、地域生活支援事業給付費を支給する。

- 2 受給者証の交付を受けた支給決定障害者等は、地域生活支援サービスを利用する場合、指定事業者を受給者証を提出し、地域生活支援サービスの種類ごとに地域生活支援サービスに通常要する費用につき、市長が別に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域生活支援サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に地域生活支援サービスに要した費用の額)の100分の10に相当する額(以下「利用者負担額」という。)を自己負担とし、直接指定事業者を支払わなければならない。ただし、次項第2号エに該当する者については、利用者負担額を支払う必要はないものとする。

- 3 第1項の規定により地域生活支援事業給付費として支給する額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた地域生活支援サービスについて、地域生活支援サービスの種類ごとに地域生活支援サービスに通常要する費用につき、市長が別に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域生活支援サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に地域生活支援サービスに要した費用の額)を合計した額

(2) 次のアからエまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各号に定める額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額。本要綱において「月額負担上限額」という。)

ア イからエまでに掲げる者以外の者 37,200円

イ 第7条の支給決定を受けた障害者であつて、当該支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する配偶者について、地域生活支援サービスのあつた月の属する年度(地域生活支援サービスのあつた月が4月から6月までの場合にあつ

ては前年度) 分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額を合算した額(同法附則第5条の4第6項その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第26条の2で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)が16万円未満であるもの(エに掲げる者を除く。)
9,300円

ウ 第7条の支給決定を受けた障害児の保護者であって、当該保護者と同一の世帯に属する者について地域生活支援サービスのあった月の属する年度(地域生活支援サービスのあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの(エに掲げる者を除く。)
4,600円

エ 支給決定障害者等及び支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(当該支給決定を受けたのが障害者である場合は、その配偶者に限る。)が地域生活支援サービスのあった月の属する年度(地域生活支援サービスのあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が地域生活支援サービスのあった月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)若しくは要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)である場合における当該支給決定障害者等
0円

4 前項の所得割の額を算定する場合には、次に掲げる方法により算定するものとする。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (2) 支給決定障害者等又は支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(障害者にあつては配偶者に限る。以下同じ。)が、地域生活支援サービスのあった月の属する年度の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有していたとき(地方税法第737条の2第2項の規定の適用を受けるときを除く。)は、その者を同日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなすものとする。
- (3) 支給決定障害者等及び支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が、地域生活支援サービスのあった月の属する年度の1月1日において、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していたとき(地方税法第737条の2第1項の規定の適用を受けるとき

に限る。)は、その者を同日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなすものとする。

(代理受領)

第9条 支給手順については、支給決定障害者等の利便を考慮し、代理受領方式によることを原則とする。地域生活支援事業給付費の代理受領についてあらかじめ市長に申し出ている指定事業者は、支給決定障害者等が地域生活支援サービスを利用したときは、支給決定障害者等からの委任に基づき、支給決定障害者等に対し支給されるべき額（支給決定障害者等が指定事業者に対して同一の月に支払った利用者負担額の合計額が月額負担上限額を超えた場合は、当該超えた額を控除した額とする。）の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、市長に対して地域生活支援給付費請求書に地域生活支援給付費明細書を添えて、地域生活支援事業給付費の支給の請求をし、その支払を受けることができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該支給決定障害者等に対し地域生活支援事業給付費の支給があったものとみなす。

3 指定事業者は、第1項の規定による支払を受けた場合には、当該支給決定障害者等に対し、支給決定障害者等に係る地域生活支援サービスに係る費用の額を通知するものとする。

4 市長は、指定事業者から地域生活支援事業給付費の支給の請求があったときは、加古川市移動支援事業実施要綱若しくは加古川市移動支援事業支給決定等に関する基準又は加古川市日中一時支援事業実施要綱若しくは加古川市日中一時支援（日中短期入所型）支給決定等に関する基準又は加古川市訪問入浴サービス事業実施要綱（以下「地域生活支援サービス関係要綱等」という。）に照らして審査の上、支払うものとする。

5 指定事業者は、第8条第2項で規定する支払を受ける際、当該支払をした支給決定障害者等に対し、支払を受けた額の領収証を交付しなければならない。

(代理受領の例外)

第10条 支給決定障害者等は、前条の規定による代理受領が行われない場合において、地域生活支援事業給付費の支給を受けようとするときは、地域生活支援サービスの提供を受けた翌月10日までに、請求書に地域生活支援事業給付費の対象となる費用の支払を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支給決定障害者等から地域生活支援事業給付費の支給の請求があったときは、地域生活支援サービス関係要綱等に照らして審査の上、支給するものとする。

3 前項の規定により支給するときは、当該支給決定障害者等に通知するものとする。

(利用者負担の月額上限)

第11条 市長は、支給決定障害者等が、同一の月に指定事業者へ支払う利用者負担額の合計額が、月額負担上限額を超えたときは、支給決定障害者等からの支給の請求により超えた額を支給決定障害者等に支給することができる。

(申請内容の変更)

第12条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給者証を添えて速やかに市長に地域生活支援事業受給者証記載内容変更届出書（以下「変更届出書」という。）を提出しなければならない。

(1)申請者の住所、氏名、生年月日に変更があったとき。

(2)申請に係る障害児の氏名又は生年月日に変更があったとき。

(3)月額負担上限額の算定のために必要な事項に変更があったとき。

2 前項の変更届出書には、同項各号の変更に係る事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 市長は、第1項の届出において、当該届出に係る事項が同項第1号及び同項第2号に掲げる事項のときは、当該届出に係る変更事項を受給者証に記載し、これを当該届出を行った者に返還する。

4 市長は、第1項の届出において、当該届出に係る事項が同項第3号に掲げる月額負担上限額の算定のために必要な事項のときは、月額負担上限額の変更の要否を決定し当該届出を行った者に決定通知書により通知するとともに、当該決定に係る月額負担上限額を受給者証に記載し、これを当該届出を行った者に返還する。

(支給決定の変更)

第13条 申請者は、現に受けている支給決定に係る地域生活支援サービスの種類又は支給量を変更する必要があるときは、受給者証を添えて申請書を市長に提出しなければならない。

2 第7条第1項の規定は前項の申請について準用することとし、支給決定の変更の決定を行ったときは、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを前項の申請を行った者に返還する。

3 前項の決定は、当該決定を行った日から支給期間の満了する日までの間に限り、その効力を有する。

(受給者証の再交付)

第14条 受給者証の交付を受けた者が、破損、汚損又は紛失により受給者証の再交付を受けようとするときは、地域生活支援事業受給者証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、再交付申請書を受理したときは、当該申請を行った者に対し、受給者証を再交付する。

3 受給者証を破り、又は汚した場合の第1項の申請には、再交付申請書に、その受給者証を添えなければならない。

4 受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(支給決定の取消)

第15条 市長は、支給決定障害者等又は支給決定に係る障害児が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)この要綱の規定に違反したとき。

(2)支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3)偽りその他不正な手段により支給決定を受けたとき。

(4)支給決定を受けた地域生活支援サービスを受けることにより、心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(5)転出その他の事由により地域生活支援サービスの支給要件を満たさなくなったとき。

(6)地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消したときは、地域生活支援事業支給決定取消通知書により支給決定障害者等に通知するものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条に 1 項を加える規定(同条第 4 項第 4 号の規定は除く。)は決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市地域生活支援事業に関する要綱第 8 条第 4 項第 4 号の規定は、平成 30 年 9 月 1 日以後に決定する地域生活支援事業給付費に係る受給者の所得区分(以下「月額負担上限額」という。)について適用し、平成 30 年 9 月 1 日前に決定した月額負担上限額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 3 項第 2 号エの改正規定及び同条第 4 項第 4 号を削る改正規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市地域生活支援事業に関する要綱第 8 条第 3 項第 2 号及び同条第 4 項の規定は、決裁の日以後に決定する地域生活支援事業給付費に係る受給者の所得区分(以下「月額負担上限額」という。)について適用し、決裁の日前に決定した月額負担上限額については、なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

地域生活支援事業所 指定登録 (更新) 申請書

年 月 日

加古川市長 様

申請者 所在地
 名 称
 代表者氏名

加古川市地域生活支援事業所の指定登録 (更新) を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地				
	法人である場合その種別		法人所轄庁		
	連絡先	電話番号	F A X 番号		
	代表者の職・氏名		職名	フリガナ	
				氏 名	
代表者の住所					
指定登録を受けようとする事業所の種類	フリガナ				
	名 称				
	事業所の所在地				
	指定登録申請をする事業			既に指定を受けている事業等	
	事業の種類		事業開始予定年月日	添付する付表	事業所番号等
	移動支援事業			付表 1・1-2	
	日中一時支援事業 (日中短期入所型)			付表 2	
訪問入浴サービス事業			付表 3		
地域活動支援センター事業			付表 4		
福祉ホーム事業			付表 5		

(備考)

- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「医療法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「指定登録申請をする事業」欄は、当該申請書によって申請する事業の「事業の種類」欄右に「○」を記入してください。
- 「既に指定を受けている事業等」の欄には、同一所在地において既に指定を受けている事業に「○」を記入し、別紙に、障害者総合支援法及び介護保険法における指定状況と併せて指定年月日、事業所番号等を記入してください。

様

加古川市長

地域生活支援事業所指定登録（更新）通知書

年 月 日付で申請のあった地域生活支援事業所の指定登録（更新）申請について、加古川市地域生活支援事業に関する要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 登録年月日
- 4 事業の種類及び事業所番号
- 5 指定の有効期間

以上

様式第3号（第4条関係）

地域生活支援事業所 変更届出書

年 月 日

加古川市長 様

届出者 所在地
 名称
 代表者氏名

次のとおり指定登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定登録内容を変更した事業所	名称	
	所在地	
	事業の種類	
	事業所番号	
変更があった事項		変更の内容
1	事業所の名称	(変更前)
2	事業所の所在地、電話番号、FAX 番号	
3	申請者（設置者）の名称	
4	主たる事務所の所在地、電話番号、FAX 番号	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款・寄付行為等及びその商業登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7	事業所の平面図及び設備の概要	
8	事業所の管理者の氏名及び住所	
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	
10	主たる対象者	(変更後)
11	運営規程	
12	事業所の種別（併設型・空床型の別）	
13	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員	
14	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	
15	指定障害者支援施設等との連携体制及び支援体制	
16	当該申請に係る事業の開始予定年月日	
17	併設する事業所等がある場合の当該事業所等の概要	
18	その他	
変更年月日		年 月 日

(備考) 1 該当項目番号に○を付してください。

2 変更内容がわかる書類を添付してください。

3 指定障害福祉サービス事業所等の指定内容の変更については、当該届出書とは別に都道府県への届出が必要です。

様式第4号（第4条関係）

地域生活支援事業所 事業廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

加古川市長 様

届出者 所在地
名称
代表者氏名

次のとおり事業を廃止（休止・再開）しましたので届け出ます。

廃止（休止・再開）する事業所	名称	
	所在地	
	事業の種類	
	事業所番号	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止した理由		
現にサービスを受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)		
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

(備考) 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務形態一覧表を添付してください。また、この場合、移動支援事業、日中一時支援事業又は訪問入浴サービス事業にあつては、組織体制図も併せて添付してください。